

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二六〇
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 二六〇
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 二六〇
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二六〇
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 二六〇
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 二六二
 - 生活保護法による指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件 二六二
 - 生活保護法による指定を受けた施術者が事業を廃止した旨届出があった件 二六二
 - 患者又は疑似患者の発見について届出があった件 二六二
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 二六二
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 二六二
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件三件 二六三
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件 二六四
 - 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二六四
 - 福島県教育委員会 二六四
 - 福島県指定重要文化財の指定は解除されたものとする件三件 二六四

告 示

福島県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、

医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十四年八月二十一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
都小児科医院	福島市東中央一丁目九	平成二十四年五月二日
有限会社小野寺薬局	福島市万世町二一三四	同 年六月四日
ニチイケアセンターしおか	喜多方市塩川町字東栄町二丁目二一六	同 年五月一日

（社会福祉課）

福島県告示第三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
平成二十四年八月二十一日

名 称	変 更 後		所 在 地
	変 更 前	変 更 後	
紺野皮膚科整形外科	紺野整形外科	福島市丸子字漆方六一〇	

（社会福祉課）

福島県告示第三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十四年八月二十一日

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後

福島県知事 佐藤 雄平

ふくしま訪問看護ステーション

福島市鳥谷野字中ノ内三二一

福島市方木田字前川原二一

(社会福祉課)

福島県告示第三百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十四年八月二十一日

加藤医院 所 在 地 南会津郡南会津町古町字東居平六三 平成二十三年一月一日 廃止年月日 藤雄平

高橋医院 所 在 地 南会津郡南会津町田島字中町甲三九〇五 平成二十四年六月三〇日 廃止年月日 藤雄平

都小児科医院 所 在 地 福島市東中央一丁目九 平成二十四年五月二〇日 廃止年月日 藤雄平

医療法人三愛会 池田温泉 須賀川市西川字隠久保一三六 平成二十四年三月三十一日 廃止年月日 藤雄平

病院(歯科) 福島市万世町二一三六 平成二十四年三月三十一日 廃止年月日 藤雄平

有限会社小野寺薬局 伊達市中志和田三九一二 平成二十四年三月三十一日 廃止年月日 藤雄平

中医漢方薬局芍薬堂 白河市本町四五 平成二十四年三月三十一日 廃止年月日 藤雄平

石岡薬局 同 年六 月三〇日 廃止年月日 藤雄平

福島県告示第三百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十四年八月二十一日

今村医院 所 在 地 南相馬市小高区仲町一丁目七一 平成二十三年三月三十一日 休止年月日 藤雄平

福島県告示第三百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十四年八月二十一日

氏名 住 所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日 原宗光 東白川郡塙町大字 からだ整復、東白川郡塙町大字塙 平成二十四年四月六日 塙字大町二丁目二 原接骨院 字大町二丁目二六一 月一日 六一七 七

(社会福祉課)

福島県告示第三百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十四年八月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

氏名	住 所	名 称	所 在 地	
			変 更 前	変 更 後
石井 昭一	南相馬市小高区吉名字宮廻五	石井接骨院	南相馬市小高区吉名字宮廻四一	南相馬市原町区大町二丁目一〇

(社会福祉課)

福島県告示第三百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定を受けた施術者から当該施術者の事業を廃止し

た旨届出があった。

平成二十四年八月二十一日

氏名 住 所 施術所名 福島県知事 佐藤雄平
 原武光 東白川郡塙町大字 施術所の所在地 廃止年月日
 塙字大町二二二六 原接骨院 東白川郡塙町大字塙 平成二十四年三
 月三〇日
 字大町二二二六―七 月三〇日

―七

(社会福祉課)

福島県告示第三百九十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、
 家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十四年八月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	めん羊	疑似患畜	二頭	福島市	平成二十四年八月七日	再検査
ヨーネ病	めん羊	疑似患畜	一頭	南会津郡	平成二十四年八月七日	再検査

(畜産課)

福島県告示第三百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年八月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
郡山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年八月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町下山字道木一、四、五、七、九、一三、一五、字保ヶ倉一、字二タ又一、三、四一、檜枝岐村字駒ヶ岳一、二七七の一〇九、一、二七七の一八三、一、二七七の一八五、一、二七七の一八六、一、二七七の二二一から一、二七七の二二一まで
保安林として指定された目的
水源の涵養
- 二 変更後の指定施業要件
(-) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字駒ヶ岳一、二七七の一〇九、一、二七七の一八三、一、二七七の一八五、一、二七七の一八六、一、二七七の二二一から一、二七七の二二一まで
七の一八六、一、二七七の二二一から一、二七七の二二一まで
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 三 変更後の指定施業要件
(-) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字駒ヶ岳一、二七七の一〇九、一、二七七の一八三、一、二七七の一八五、一、二七七の一八六、一、二七七の二二一から一、二七七の二二一まで
七の一八六、一、二七七の二二一から一、二七七の二二一まで
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

公 告

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町鶴巣字瀬戸沢三七六五の一、三七六五の二

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公告第二百四十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月六日

二 名称

特定非営利活動法ふくしま成年後見センター

代表者の氏名

中島 靖治

國井 輝夫

主たる事務所の所在地

福島県福島市五老内町六番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、成年後見制度の普及及び啓発、成年後見人候補者等の推薦、受任活動及び相互支援、成年後見に係る事例検討及び課題研究並びに成年後見、相続等の利用に係る相談及び支援を通じた成年後見制度等権利擁護に関する事業を行い、高齢者・障害

者等の誰もが共に生きることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月九日

二 名称

特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク

三 代表者の氏名

佐久間 仁一

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市小原田二丁目十九の十九

五 定款に記載された目的

この法人は、心豊かな地域社会を市民の力で創造してゆくため、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)、市民活動団体、ボランティア団体の活動を促進する支援活動、併せて市民自らが考え行動してゆく活力ある地域社会づくりのための支援活動などを行うことを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十四年八月十日

二 名称

特定非営利活動法人あさがお

三 代表者の氏名

西 みよ子

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市鹿島区鹿島字上沼田百二十番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及び高齢者に対して、社会復帰・社会参加に関する事業、及び介護保険の理念に基づき、要介護、要支援となった場合においても、可能な限りそ

の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう援助すること、障がい者が、人間らしく生きる権利の確保に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定により、九生滝地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））の工事は、平成二十四年五月二十三日完了したので公告する。

平成二十四年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画土地地区画整理事業の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土地地区画整理事業の名称

- 1 久之浜震災復興土地地区画整理事業
- 2 薄磯震災復興土地地区画整理事業
- 3 豊間震災復興土地地区画整理事業
- 4 小浜震災復興土地地区画整理事業
- 5 岩間震災復興土地地区画整理事業

二 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第三号

次の福島県指定重要文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九條第一項の規定により、平成二十二年八月五日付けで史跡に指定されたので、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第二十五条第三項の規定により、当該福島県指定史跡の指定は、同日付けで解除されたものとする。

平成二十四年八月二十一日

福島県教育委員会

名称	所有者	所有者の住所	所在の場所
借宿庵寺跡	斎藤 良一	白河市借宿株木二八番地	白河市借宿株木二八番一及び二八番二

(文化財課)

福島県教育委員会告示第四号

次の福島県指定重要文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、平成二十三年六月二十七日付けで重要文化財に指定されたので、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第五条第五項の規定により、当該福島県指定重要文化財（考古資料の部）の指定は、同日付けで解除されたものとする。

平成二十四年八月二十一日

福島県教育委員会

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
土偶（福島市飯坂町東湯野上岡出土）	一軀	福島市	福島市五老内町三番一号	福島市上町五番一号（福島市資料展示室）

(文化財課)

福島県教育委員会告示第五号

次の福島県指定重要文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により、平成二十四年七月九日付けで重要文化財に指定されたので、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第五条第五項の規定により、当該福島県指定重要文化財（建造物の部）の指定は、同日付けで解除されたものとする。

平成二十四年八月二十一日

福島県教育委員会

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
涼ヶ岡八幡神社本殿及び拝殿・幣	一棟	八幡神社	相馬市坪田字涼ヶ岡五一番地	同上

殿

(文化財課)